慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	東京外国語学校の学生有志の演説・討論団体の記録:『有終記』のなかの明治十三年から十五年
Sub Title	
Author	小野, 修三(Ono, Shuzo)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1997
Jtitle	近代日本研究 Vol.14, (1997.) ,p.113- 142
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19970000-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

東京外国語学校の学生有志の演説・討論団体の記録

――『有終記』のなかの明治十三年から十五年―

小野修

 \equiv

解題・凡例

として所蔵されている『有終記』の全文であり、同図書館一、本稿は長野県上田市立図書館に小河滋次郎文庫の一冊

題された小河滋次郎による「短篇刑事小説」を、『慶應義塾紹介するものである。なお、同文庫の一冊で『根なし艸』と(西沢博館長)からの許可の下に資料として本紀要において

料として紹介しているので、そちらも参照を賜りたい。大学日吉紀要・社会科学』第八号(一九九七年)に同じく資

二、『有終記』は、本稿表題に示したように、東京外国語

詳ではあるが、本文末尾の会合の日付が壬午(明治十五年)るが、奥付に当たる箇所は存在せず、公にされた年月日は不三、原文見開きの第一ページ目に血合會の朱印が押してあ料と考える。

ら十五年に至る当時の知的争点を知る上で価値ある第一次資

の会合の日付は明治十五年十二月十日である。明治十三年か

明治十三年九月二十三日、そして記されている限りでの最後

會ないし血合會の活動記録である。同会の第一回目の会合は

学校の学生有志が結成した演説・討論を行なう団体たる金蘭

出来上ったものと考えて良いのではないだろうか。なお、こ十二月十日なので、特別な事情がない限り翌明治十六年中に

後間もない明治十三年十月十日に定められた会則第一条そし の印で確認される血合會の会名と、本文中の会則、 即ち発足 ところであるが、しかしそのことを以てこの『有終記』が同

条において確認される金蘭會という会名の、二つの名称の持 てそのさらに一ヵ月後の十一月十日に追加された規則の第一

つ意味については、明治十五年五月十四日の会合記録に「血 本稿末尾の編者注の注(1)を参照されたい。

合會第五拾會ヲ閉ス」とあるので、ある時期に金蘭會から血

合會への会名変更かあるいは金蘭會の血合會への発展的解消

体的に説明する記事が見当たらないので断定的な言い方は出

が行なわれたということなのであろうか。その間の事情を具

り、発足一周年を迎える明治十四年の夏に何らかの動きが る記事(年會記事)で「我血合會」という言い方がされてお 来ないが、明治十四年七月六日の会合記録に「金蘭本部」と いう言い方が確かに見られ、一方それとほぼ同時期と思われ

あったことは、間違いないだろう。 四、上田市立図書館の小河滋次郎文庫は小河滋次郎法学博

退職後は大正二年より大阪府嘱託として府下社会事業を指導。 は「未成年ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ」により法学博士。 法省にて監獄行政官僚として勤務、その間の明治三十九年に (文久三年信州上田に生まる。明治十九年以来内務省・司

大正十四年歿。)にちなむコレクションであり、若き日の小

おいて中心的な役割を演じていたことは充分に推測される [博士が金蘭會ないし血合會の運営そして『有終記』の編集

> と記したのはその意味でもある。この点については、さらに に思われる。東京外国語学校の学生有志の団体の活動記録だ 博士の著書ないし日記と断定することは出来ないことのよう

る)ので、同医学所が明治十三年六月に廃業になるまで在学 二月に慶應義塾医学所に入学している(慶應義塾入社帳によ Ŧ, 小河博士は東京外国語学校入学に先立つ明治十一年十

を通して東京外国語学校の学生たちの間に広まったと考える とが想像される。演説会の運営のノウハウは、その小河博士 したとして、三田山上での演説会に一年半は親しんでいたこ

の運営がまだ続く明治十五年十月に東京専門学校法律学科に のが自然であるように思われる。ところで、同博士は血合會

入学している (東京専門学校学籍簿による)。この演説・討

当局からの承認の下で運営される学内学生団体であり、 論団体は、会則(正確には金蘭會のそれ)を見る限り、 学校

十四年四月二十三日の記事からも明らかなように、そのメン

ずである。しかし、やがて開かれた存在に変わっていったと 容していったように思われる。 言うか、会員の所属といったことにとらわれぬサークルに変 バーシップは東京外国語学校の生徒に限られたものだったは 会合自体、 明治十四年四月二

十九日を最後に語学校寄宿舎では行なわれなくなる。たしか

ことで、つまり記録として後世にまで残るものを作成するこ とも出来るのかも知れない。とはいえ『有終記』を編集する

有終の美を飾ったと見るのが至当のように思われる。 原文は半葉十二行の白色罫紙三十九枚に筆墨・縦書き

れていると考えるならば、その当日に解散が宣言されたか否 會という言葉が通常の意味の他にもう一つ別の意味が込めら 年十二月十日には「コレ本會ノ納會ナリ」と記され、この納 突然の中断の印象を残すのみである。ただし、その明治十五 の末尾には、言うなれば有終の美を飾る言葉はなく、むしろ

かは別として、記録上は最後の言葉が記されていたと言うこ

年数ヵ月、会員数は最初は三名、 入りはほとんどなかったように思われる。いずれにせよ、二 なったことは十分に推察されるけれども、 十三日付)があり、このトラブルが会の変容の動因の一つに 後に十名ほどになり、 会のメンバーの出 会合

に語学校当局とのトラブルを伝える記事 (明治十四年四月二 に替え、一行に納まる文字数、一ページに納まる行数はとも

に原文とは異なる。また原文中の余白は詰めた。

河滋次郎のものと言えよう。これは同じく上田市立図書館の き手によるものであり、そしてその主なる書き手の筆跡は小 上いたことは紛れもないが、しかし主としてはある一人の書 筆跡ならびに文体から原文の書き手(記者) は二人以

小河滋次郎文庫の一冊として所蔵されている、 「監獄法案」の筆跡との比較照合によって確認できる事柄で 同博士の草稿

ということは、その編集の時点で当該団体はすでに解散して 回数で六十回近くの活動記録を『有終記』と題してまとめた

いた、ないし解散を予定していたことを意味する。

なお本文

ある。

その旨を記すということが行なわれている。(明治十四年九 れと公式に残された記録とを見比べて、異同がある場合には ある。ただし、この『有終記』の複数の書き手(記者)すな 會)の記録を原稿として『有終記』は書き進められたはずで だけではなく、 月十日の箇所参照。)公式の記録と共に、私的な記録も一人 わち複数の編者は自分自身でも私的に記録をとっていて、そ 指名されていた会員が作成した記録、また特別な会合 わりで、すなわち通常の会合の際には当日の監事また議長に 八、各回の会合記録は会則からもわかる通り会員が持ちま 複数のメンバーによって残されていたわけで

①原文で用いられた文字は原則としてそのまま用いた。 表記に関しては、 次の通りにした。

ある。

おける行替えはその通りに行なったが、全体を上下二段組み 十八ページの小冊子ということになる。 したがって、 今日風の数え方で言えば本文七 本稿ではその原文に

で記されており、これを袋綴にして表紙と裏表紙が各一枚添

②國と国、實と実といった旧字と新字の混在についても、 統一することはせずそのままにした。

⑤人名、地名その他の固有名詞については、原文の表記に ④異体字、例えば「吴」は今日の「異」に改め、「甪」の ③合字はすべてそのまま載せた。「片」はトキ、「フ」はコ 箇所については、いちいち指摘することはしなかった。 ような略字の場合には「開」に改めた。こうして改めた ト、「圧」はトモ、そして「メ」はシテである。

⑥当時は常用されていたと思われるが、今日の表記とは異 にもママを付した。 なる場合には、ママを付した。また、明らかな誤字脱字

学文学部非常勤講師の松田隆行氏のご好意を賜った。ここに 所長、副所長の坂井達朗、松崎欣一の両先生また慶應義塾大 ると思われるので、読者諸兄のご指摘をお願いする次第であ 責任はすべて小野個人にあることは言うまでもない。 記して謝意を表する次第である。ただし、本稿に関する編集 る。なお、原文判読に際しては慶應義塾福澤研究センターの の注の部分をも含め本稿には編者の気付かぬ誤読、誤解があ 小野自身がどう解釈しているかを示す程度のものであり、こ 十、本稿にはいくつかの注を小野が付した。これは原文を

(表紙)



有終 記¹

本會ハ実ニ明治十三年九月廿三日ヲ以テ起原トナス 当時會員ニ列スル者僅カニ三名即如左 漢語学生

血合(2)

獨語学生

髙井藤熊

瀬川浅之進

小河滋次郎

廿三日午後四時ヨリ語学校寄宿新舎第四番室ニ相會シテ演説(3)

ヲナス 本會ノ設立ヲ論ズ 論題如左

本會ノ旨趣

瀬川

凝固

九月廿六日獨乙語学生古屋恒二郎入會ス 是日開演説會演題如左

辛苦論

九月廿九日 防輸入説 髙井

開演説會演題如左

十月三日 教育論

因循ナル非國會論者ヲ駁ス 瀬川

十月六日 基礎ノ説

以テ本會討論ノ起原トナス 討論題

本論者即チ小河ハ志変ズ可キノ論ヲ主張シ髙井秋重ハ大ニ

説 髙井

小河

瀬川 結合論 小河

假リニ會日ヲ水曜日土曜日ト定ム

古屋 立志説

啄磨説

小河

獨語学生秋重秀雄入會ス

論志 開演説會演題如左 髙井 戒日本人民 小河

古屋 恩ノ説 秋重

演説ヲナサズシテ直チニ討論會ヲ開ラク実ニ之レ

志変ズ可キヤ否 発論者 小 河(4

之レニ反對ヲ表シ暫時討論ノ後終ニ反對論ニ可決ス 議長ハ抽籤ヲ以テ古屋其任ニ当ル

> 十月十日 瀬川草案ノ本會々則ヲ議スルニ決シ會議ヲ開ライ

議長ヲ撰ラブニ抽籤ヲ以テスルヲ例トナス

テ左ノ條款ヲ議定ス

第一條

曾名ヲ金蘭會トス

會員ハ相互ニ学術上ノ事ヲ演説討論シ智識ヲ交換スルヲ以テ 第二條

本會ノ本旨トナス

ニ出ダシ監事ヨリ各員ニ閲覧セシム

演説討論ノ外會員決議ノ文題ヲ二週間毎ニ綴文シ之レヲ監事

但シ監事浄書スルノ勞ヲ省クガ為メ各々半紙ニ認メテ直

チニ簿冊トナルベキ様致ス可シ

第四條

本會ハ有志者ノ結合ニ成ルモノナルヲ以テ強テ他人ヲ入會セ

スベシ

シムルヲ要セズ

但シ入會ヲ申込ム者アル片ハ會員一同ノ承諾ヲ経テ許可

第五條

不正ノ行ヒアレバ必ナラズ相忠告スベシ

度該會ニ入ル者ハ信ヲ以テ交リ勉学ヲ専一トス若シ會員中

第六條

別ニ會議筆記アリ付テ見ルベシ	右	レヲ監事へ報ズルモノトス	議長ハ討論ノ可否ヲ決シ旁ラ議員ノ發言及可決等ヲ筆記シ之	議長ノ心得	文章簿 沿革簿 雑記簿	但シ監事ノ司ル簿冊類ハ如左	ル一切ノ事皆其負フ所トス	監事ハ該會ノ簿冊ヲ司ドリ本會沿革ヲ報告ス且ツ本會ニ生ズ	監事ノ心得	但シ毎會改選ス可シ	討論會ニ議長ヲ定ム 撰法ハ右同断	第九條	但シ期限ハ二週間タルベシ	抽籤ヲ以テ監事ヲ定ム	第八條	但シ水曜午後日曜午前トス	會日ハ一週間ニ両度タル可シ	第七條	シ	規則完成辨論稍々馴致ニ至ル片ハ公然ノ許可ヲ得テ発會ス可
演題如左	十月十七日 日曜日 演説會討論會	駁志可変論 秋重	拿破崙華盛敦優劣論 瀬川 餘燼論 小河	醫者ト人力車夫ノ比較論 小河 酒ノ説 古屋	燈臺下暗ノ説 瀬川 公平論 髙井	演題如左	テハ演説ト討論ヲナス	十月十三日 水曜日 水曜日ニ於テハ演説ヲナシ日曜日ニ於	本日ヨリ討論題ハ前回ニ於テ定メ置クニ決リ	健康論 廿四日集	新定規則ニ由リ文題ヲ定ム	議長 古屋	ラレシニ来ル云云討議之末終ニ本論者ニ可決ス	由ツテ起ルニアラズ先進者即チ立志社等ノ如キモノニ煽動セ	致ス所ナリト言ヒ小河及髙井ハ之レヲ駁シテ區々タル壓制ニ	テナリト論ジ秋重ハ之レヲ賛成シテ壓制ニ依リ又人智開發ノ	本論者瀬川ハ地方ニ民権者多キハ地方官吏ノ壓制ニ激セラレ	何故ニ地方ニ民権者多キヤ 發言者 瀬川	本日開討論會 論題	秋重 小河 古屋 髙井 瀬川

新定規則ニ従ヒ抽籤ヲ以テ監事ノ順番ヲ定ムル了如左

精神ヲ過勞セシムル勿レ

小河

醜婦ノ説

	東京	外国	語学	校の'	学生	有志の	の演	说・	討論[団体(の記録	録									
決ス	秋重ノ賛成アリ	本論者ハ海軍ノ		討論題 海	信用論	教導ノ説	内閣分離ヲ論ズ	演題如左	十月廿四日 演説	負ケトナレリ	ノ三論者皆之レ	本論者ハ家康ヲ		討論題 季	十月廿日 演説/	成シ瀬川秋重り	本論者ハ漢籍ヲ		討論題 洋	情死論	廢暖爐説
	タレ氏議長(古屋)	急務ナルヲ論ジ瀬川	發言者 髙	#陸軍何レヲ盛ンニスベ	髙井	秋重 印度語学ヲ日	〈 瀬川 女子教育論		於討論	議長 瀬川	ニ反對シタルヲ以テ	ハ家康ヲ以テ秀吉ニ優レルモノ	發論者	秀吉家康ノ優劣論	ノ当日ナレ圧都合ニ依リ	一ノ反對ヲ表スルアリテ終	漢籍ヲ学ブフヲ先トス可キヲ論	發論者	洋学ト漢学ト孰レヲ先ニ	秋重	瀬川
	ノ意見ニ依リ反對論ニ	小河ノ反對スルアリテ	并	キヤ		本ニ弘ムルノ論 小河	古屋				- 討議ノ後勿論本論者ノ	^ ト論ジ小河瀬川髙井	秋重		>討論會ヲ開ラク	^終ニ可決セズシテ止ム	^論ジ小河ハ之レヲ賛	高井	スベキヤ		公平論 第二 髙井
小河ノ海	魯清開戦ニ至	健康論	晨起ノ説	物價ノ騰貴ハ	十一月二日 演	ニ可決ス	ニ反對シテ暫時	本論者及福田		是日開討論會	十月丗日 福	文題ヲ定	女子教育	利ト義ヲ論ズ	一文惜ノ百失	再印度語学ヲ可	膽可大心可小	演題如左	許否スルヲ議	瀬川ノ紹介ニ	十月廿七日 演
ノ演説ヲ以テ直	ラバ日	髙井	瀬川	日本人民	説討論		時討議	田嚴禁スベ		日本	田芳之助入會	ム		^`	ヘヒ	弘ヲ	.,		ス衆敢	由リ朝	演説
テ直チニ	本ハ局外		非	民ニ幸福			ノ後議長	丰	發言者	ニ耶蘇教	助入會ス	勤儉ノ説	秋	瀬	髙	論ズ 小	秋		テ不可	鮮語学生福	秋重幹事 (6)
本日	中立ス		強迫教育	タルノ			(古屋)	ノ論ヲ主張	小河	ラ可禁ヤ		ų, c	重	笊	髙井	河	重		ナシ	福田芳之助	デノ職ヲ小])
ノ討論題トナス	可ラズ 小河		育論 古屋	説 福田			ノ意見ヲ以テ反對論	シ髙井瀬川ハナ		ヤ否				大同不問小異	女子教育	成功要多年	教師ノ義務			ナルモ	小河ニ譲ル
	們)	Ш			/ 反對論	大ニ之レ						书 髙井	小河	瀬川	古屋			ノ、入會ヲ	

在一方於節會。用 可決文 銀長 古屋 衛井,三部者了一少以了多数一件,無海在射的 僅り、横川、賛成了是中立フ可しとし福田北京 之二五對一一 暫時討識人伍 最起,統 如價,時受,日本人民,學福之,記 書商函数 至了日本,局外中三人可之 健康編 编一可決又 小河,康院,以了直了安日,討論題, 酸川 勒井 鐵是一五厘一, 意見ッ以, 雅雅 旦教育海 古屋 17

可決ないかより我朝堂諸与り意見りる間っかりい時 社會"原在七一問題了巴、英国学士會議、於了 福田發言,必許賣送一許者不計論工本題、省時 震とようとう各員株:注意これ満隆/持御う吐う 可論省 福田

十月七日 土日九日 會員連署了以了薩堡可度之識少校長 種門福田社童高井諸民軍至所, 起陽 额長 古 論着 會員五名一次經一灣達:部外,近了文 松里 五頭首 種川 あ井 古座

> 僅カニ瀬川ノ賛成アリタレ氏中立ヲ可トセシ福田秋重髙井 ノ三論者アリシヲ以テ多数ニ依リ無論反對論ニ可決ス

議長

古屋

夜ニ入リ談話會ヲ開ラク

我廟堂諸公ノ意見ヲモ問フタリシ時ニ際セシヲ以テ各員**殊** 福田發言ノ公許賣淫ノ許否ヲ討論ス本題ハ当時社会ニ緊要 ナル一問題ニ/巳ニ英国学士會議ニ於テ可決スル所トナリ

可論者 福田 小河 ニ注意シテ滿腔ノ持論ヲ吐ク

否論者 瀬川 髙井 古屋

議長 秋重 (否論者)

十一月七日 瀬川福田秋重髙井諸氏草スル所ノ遊鴻臺記アリ就テ看ル可 會員五名 (古屋ヲ除)鴻臺ニ郊外ノ遊ヲナス(8)

十一月九日 ニ宣ス 會員連署シテ以テ暖爐可廢之議ヲ校長内村良三(9)

金蘭會ニ於テ新聞雑誌ヲ購求シ其他萬般ノ費用ニ供センガ為 十一月十日 第一條 規則追加ヲナス 小河幹事ヲ古屋ニ譲ル

メ會員定額ノ費用ヲ納ム可キモノトス

内村良三三豆又

正副二名ノ會計方ヲ択ビ一切ノ出納ヲ司ラシム

會費 會費 新聞雑誌ハ当分ノ内朝野新聞経済雑誌政談ノ三種トス(ロ) 右 新聞雑誌ハ會員一同閲覧之上幹事之ヲ預リ置クモノトス 其餘剰ヲ以テ宴會式ニ遊歴ノ費用ニ充ツルフヲ得ベシ 懇親ヲ厚フシ身体ヲ壮康ナラシムルガ為メ會員ノ決議ヲ経テ 費用ハ何月分タリトモ一時ニ之レヲ納メ置クヲ得ベシ 方ニ渡スベキモノトス 會計方ハ帳簿ヲ作リ出納ヲ明筭シ月末ニ於テ之レヲ次ノ會計 活用論 本日之演題如左 但シ時宜ニ依り増減アルベシ 但シ退會ノ節ニアラザレバ之レヲ取リ出スフヲ得ズ 抽籤ニ由ツテ古屋 ハ毎月五日會計方へ納 ハ当分ノ内一ヶ月金二十銭ト定ム 第九條 第八條 第五條 第四條 髙井 Œ ム可 文章ハ誰レヲ師トスベキヤ 瀬川 **副** ヲ會計方ニ任ズ 秋重 十一月十七日 リ本論者ノ説ニ可決ス 本論者ハ隆盛ヲ以テ忠臣ナリト論ジ秋重之レヲ賛シ小河福 十一月廿七日 十一月廿四日 十一月廿日 ハ大ニ之レニ反對ヲ表シ討論数次ヲ経テ議長髙井ノ意見ニ由 十一月十三日 獨乙語学生二見四郎人、 告諸君 読日々新聞 不詳 言語文章修メザル可ラズ 海石ノ感 読朝野新聞 袴相應ニ股ヲ廣ゲヨ 吝儉之別 論五官之用 魯ト臺湾ノ関係 西郷隆盛へ明治ノ忠臣ナリヤ將タ逆臣ナリヤ 演説 討論 演説 演説 小河 瀬川 髙井 演説討論 福田 髙井 秋重 瀬川 古屋幹事ヲ髙井ニ譲 貧賤不足憂富貴不足恃 君権党学校ヲ設立スル 食堂有感 瀬川 不詳 前島操入會ス 小河 發言者 取締得焚殺獨乙生徒等(12) 論精神之貴重 政談ト書生トノ関係ヲ論ズ 送二君 告諸君 賀二君之及第併望後来 瀬川 ノ怪聞

古屋

小河

古屋 福田

	皇城建築ノ可否	討論題	警軽進 古屋	教育ノ要 二見	水ノ説 秋重	教育論 第二 髙井	十二月四日 討論演説	教育論	國ト政府ノ別	経済政体修身ノ三科ハ語学ノ基礎	十二月一日 演説	田古屋)ヲ以テ勿論本論者ハ破	アルノミ反對論(財貨ヲ重シトス	本論者ノ論ヲ(権利ヲ重シトス	發言者	貨財ト権利ト孰レカ重キ	討論題	医学部ノ轉居ヲ希望ス	諸君ハ君子ノ朋党ナリ	志可変論 第二	政談ト書生ノ関係ヲ論ズ 第二
發言者				内地方	節制	時事-		髙井	福田 疑	瀬川憂		ハ破毀セラル	ル	ル説)賛品	瀬川			古屋	二見	小河	福田
者 福田				内地交易論	論	7事小感			グカ用	憂外教之蔓延		前島議長	ノ多数(小河秋	賛助スルモノ				成功論	交際論	立志ノ説	醫者ノ説
				福田	瀬川	小河			二見	小河		,]秋重福	モノ只二見				瀬川	秋重	前島	高井
十二月	❖	露清	加一	壓制	品物	十二月	十二言	Þ	賛成	本論者	洋品	-,		人物ヲ	拒邪	正論	少年子弟	十二月八	次ノコ	二見	發言者
十二月廿三日納會 演習	文題ハ歳暮ノ感	ラ関係	針上等社會	ノ必要ヲ論ズ	ハ自分相應ニ買へ	十二月十八日 演説	十二月十二日 開花楼三台	反對論者ハ福田秋重	スルアリテ終ニ多数	者ハ大ニ洋品破却、	品破却ノ可否	討論題	國ノ文	人物ヲ謎惑セシ噺	拒邪教之手段	正論見難シ	子弟ノ詩作ヲ戒ム	八日 演説討論	討論ヲ経テ終ニ反對	小河秋重等ハ又他	ハ財政困
	ハ歳暮	1	針上等社會 福田	ノ	ハ自分相應ニ買		開花楼ニ於テ本會		スルアリテ終ニ多数ヲ以テナ	者ハ大ニ洋品破却ノ説ヲ主℡	战 却	討論題		/謎惑セシ噺 秋重	前嶋	瀬川	ノ詩作ヲ戒ム 福田	日 演説討論	討論ヲ経テ終ニ反對論ニ可沈	小河秋重等ハ又他ニ論點ヲロ	ハ財政困難ヲ旨トシテ力
納會	ハ歳暮	ノ関係		ノ必要ヲ論ズ	ハ自分相應ニ買へ		開花楼三	ハ福田秋重	賛成スルアリテ終ニ多数ヲ以テ本論ニ帰着ス	者ハ大ニ洋品破却ノ説ヲ主張シ瀬川小河等ノ又之レヲ	战 却	討論題	國ノ文明ハ品行ト学術ニアルノ説	シ噺		瀬川 頑	ノ詩作ヲ戒ム 福	日 演説討	次ノ討論ヲ経テ終ニ反對論ニ可決ス	二見小河秋重等ハ又他ニ論點ヲ取ツテ大ニ之レト論争シ数	ハ財政困難ヲ旨ト

觀瓶梅有感

前島

挫折変向

小河

ニゞ勿論反對論ノ勝利トナル

刻終ニ反對論ノ勝利ニ帰ス 之レヲ賛スケ小河秋重等ノ原案ヲ補翼スル 教育ハ我国民情ニ妥当セズ殊ニ貧民ニ於テ最モ不便ヲ感ズル 發言者二見ハ先ヅ自由ト干渉ノ利害得失ヲ論辨シテ曰ク干渉 、意ヲ縷述セシガ福田ハ之レヲ駁撃シ前嶋古屋髙井ノ三氏亦 熱心論 月十六日 送髙井君 臨去学校告諸君會友 学者ノ二大要訣 再ビ詩ヲ論ズ 宗教論 本會ノ沿革 拒邪教法 諸兄ニ望ム 自 一十 明 治十 渉何レノ教育法ヲ択ラフ可キヤ 演題 -四年 討論題 第二 演説討論 瀬川 月 八 髙井 前嶋 古屋 瀬川 日 中學校ニ法律科ヲ加入ス可キノ説 發言者 髙井 前島 瀬川 秋重 福田幹事ノ職ヲ小河ニ 宗教論 宗教論 發會 納會ニ望ンデー言ス 明治十三年 二見 宗教論 開會ノ祝辞 歳暮ノ感 局外中立論 ニ抗抵シテ議論数 政跡 譲 ル 福田 福田 秋重 福田 小河 二見 小河 古屋 二見 本論ヲ賛成スルモノ二氏小河古屋反對論者三氏二見福田 テ議長ノ權ヲ以テ終ニ反對論ノ勝利トナル 氏ニY之レニ反對スル瀬川前島小河ノ三氏ノ同数ナリシヲ以 本論者國會開設ヲ急トスルモノヲ賛成スルモノ古屋髙井ノ二 色情論 月廿二日 干渉教育之要 鴻益ノ発明ハ微細 書生之弊 文武両官ノ區別 氏ニ便セント欲スルニナルナリ 大會ヲ開ラクノ意蓋シ外宿セル髙井前嶋古屋秋重等ノ 日暮里村本行寺ニ開ラクフトナル 會員二見氏ノ紹介ヲ以テ本會ヨリ以後毎月一 條約改正ト國會開設ト何レカ急務ナルヤ 武備ト文藝ト孰レカ急務ト 討論題 討論題 演説討論 秋重 古屋 髙井 ノ注目ヨリス 持論ヲ変ズル敢テ不可ナラズ 發言者 読史有感 發論者 開於語學校寄宿舎 -ス可 二見 福田 瀬川 瀬川 幸福ノ説 政府將斃 回 ノ大會 秋重 秋重 小 古屋 福

諸

田

二月五日 演説討論 開於語学校寄宿舎 小河職ヲ二見ニ 宜シク廢ス可ク我国維新ノ前ニ当リテハ士農工商ノ別アリ

譲ル

立志ハ安スシ遂志ハ堅シ 秋重

小河 二罪俱發條例之質疑 (15) 弔国會請願者

日本ノ富貴ヲ証ス者ハ農工二者ニアリ 二見

物價ノ騰貴ハ決シテ日本ノ幸福ニアラズ

勝俣(客員)

復讐人ヲ斬ニ處スルノ可否

討論題

レヲ賛成シ瀬川二見等ノ反對論ヲ碎破シテ終ニ本論ニ可決セ

本論者ハ斬ニ處スルノ不可ヲ論ジ福田秋重ノ二氏モ亦大ニ之

小河

二月十三日 演説討論 開於本行寺

腕力論

死罪可廢論 (16) 小河

早梅感

古屋 福田

瀬川

國會ノ教育

防火論

性論

討論題

発論者 瀬川

士族可處之可否

発論者ノ大主意ハ世ノ中ニ名アリテ実ナク且又益ナキモノハ テ茲ニ今之レヲ抜載ス 討論筆記ノ簡単ニメ能ク其旨趣ノアル所ヲ尽スヲ以

福田 瀬川

ナ

士族ナルモノハ護国ノ任ヲ受ケ永世ノ禄ヲ拝シ且ツ自他三民

ノ上ニ位シテ其權位頗ル髙ク之レヲ名クルヲ以テ大ニ栄譽ト

キモ全ク公債トナリテ士族ノ特有ニアラズ恣ニ之レヲ賣買ス ユ甚ダ不都合ナルモノ、如シ護国ノ任ハ失フテ永世ノ禄ノ如 セリ然レ氏今ニアリテハ士族平民ノ別ナクテ大ニ煩雑ヲ覺

シ之レニ依リテ見ル片ハ士族ハ唯其名ノミアリテ其実ナキ ルフヲ得ルニ至ル其権位ノ如キモ決シテ外三民ト異ナルフナ

ト小河曰ク士族華族ハ是レ其祖先ニ功徳アリ偉業アルヲ永ク ノ、如シ故ニ如カズ実ナキモノハ速カニ其名ヲモ廃スルニヤ

賞スルモノニ/誠ニ栄誉トスベキモノナリ且ツ何レノ国ヲ問 ワズ民ニ品位ノ別ナキモノハナシ是レ其功多キモノハ宜ロシ

其位階ヲ區別スルコソ尤モ必用ナルヲ信ズ往時英国ニアツテ ク之レヲ封ズ可ケレバナリ我国ノ如キモ当時ノ勢ニアツテハ

ヲ以テ其子抜擢セラレテ永世ノ貴族トナレリ然ルニ其後ニ至 海軍大將ネルソン氏ガー死ヲ致シテ恩義ヲ本国ヲ尽シ終ニ功

ツテ故ナク貴族ノ名号ヲ廃シナバ將タ之レヲ何トカ言ワン

秋重日本論者ハ士族ト平民トハ其地位異ナル了ナシト雖モ現 法律上ニ幾多ノ差等アルニアラズヤ今士族ノ名義ヲ存スル

モ決シテ妨害ナキニ於テハ却テ面倒ナル変革ヲナスニ及バズ

ノ同時ニ於テ一歩ヲ進ンデ華族

オジ モ廃セント欲ス

前島曰予ハ本論者ヲ賛成スル

テ

東	.京外	国	語学)	咬の:	字生	有志	の演	況・	討論	団体(の記	緑									
教ナリー福田	三月十三日 寅説討論	ニ可決ス	反對ヲ表スルモノ三名 小	本論者攻襲ヲ可トスルモノ	7,75	キャ	日清愈々開戦之期達セバ	討論題	日本進歩之根源	學者之坂			日清之葛藤東洋富強之基	機會ノ説	二月廿六日 演説討論	多数ヲ以テ終ニ反對論ニ可	何ノ益スル所カアラン如カ	極終ニ何ヲナスヤモ図ル可	アルヲ以テ漸クニ穏静ノ姿	ハ諸藩ノ固陋士族ハ永禄ヲ廃セ	福田曰之レヲ実地ニ付キテ見ラレヨ未ダ邊陲ノ地方ニ至リテ
宗教論	開於本行寺		小河勝俣福田	ノヲ賛成ス	發言者		バ攻襲ス		二見	瀬川			小河	古屋	開於寄宿舎	ニ可決ス	ズ永久ニ保存	ラズ且ッ	ヲナセリ	廃セラル	見ラレコ
教 1	寺		佃田ナリ多数ヲ以テ反對論	ヘルモノ二名	二見		攻襲ス可キヤ將タ来侵ヲ待ツ可		夢記	投筆説	本日	由小	戒放蕩者	由井正雪論	可宿舎		センニ	モ図ル可ラズ且ツ此名義ヲ廃ス	ノ姿ヲナセリ今全ク之レヲ	、モ僅カニ	コ未ダ邊陲ノ地
小河			ノ以テ反	瀬川秋重			不侵ヲ待		客員		月十四日	小河氏之紹		砽			八云云	ルトモ	ヲ廃絶セバ	士族ノー	地方ニ至
河			對論	重			ツ可		石原	秋重	日入會	紹介	勝俣	福田				將タ	バ 其	名義	リテ
関係等反對之	洋諸国皆因盾	右演了後前島氏就議	漢學之精神	地方分才論	財産論(8)	実地々理學	四月十日 演説	本論ヲ賛成ス	佩刀	討	東洋之幸福ヲ論	告諸君	論謙信	三月廿七日	トナスモノニ	宗教ナリトナ		神道ハ果		虎刺病ノ豫防	論恐懼心
古屋賛成	不振而不	氏就議長	前島	福田	瀬川	勝俣	説討論	ルモノー	佩刀可許論	討論題	ヲ論ズ			演説討論	名瀬川	スモノ木		ハ果シテ宗教ナリヤ否ヤ	討論題	防	
二見秋至	可司盟	席討論	ш)				開	一名反對			古屋	福田	秋重		7小川多	作論者 ヲハ	發	シナリヤア		勝俣	二見
互目	洋諸国皆因循不振而不可司盟主張分離論頼川福田 記	席討論東洋合縦之利害發論者小		武田信玄論	再論東洋合縦之利害	使囚人別居論	開本行寺	本論ヲ賛成スルモノ二名反對スルモノ三名終ニ反對論	發言者 小河		一盃制限	駁腕力論	比較論	開於寄宿舎	トナスモノ二名 瀬川小川多数ヲ以テ終ニ本論者ニ可決ス	併セテ三名 勝俣秋の	發言者 福田	台ヤ		廃妾論	外交二大事件
維持々論不	者述地理之	者小河説東		秋重	小河	古屋		對論ニ帰ス			勝俣	小河	二見		ニ可決ス	車 非宗教				瀬川	秋重

	及對論ニ 可決ス	議長古屋ノ意見ヲ以テ反對論	小河福田髙井 議長古屋ノ	以テ議	ハ本論者ニ賛成ヲ表シ秋重亦之レニ反シ終ニ同数ヲ以	☆重亦之レニ!	質成ヲ表シむ	見ハ本論者ニ
者三名	害アリトスル	『者瀬川勝俣	利アリトスルモノ三名本論者瀬川	并二二	ヲ論ジ瀬川	テ物産工業ノ急務ナル	者ヲ撃ツテ物産	福田亦本論者1
	100 重	發言者 秋		ヲ駁シ	次デ小河ハ之レコ	ナルヲ辨ジ	紙幣消却ノ急務	本論ハ縷々紙数
		多丰	演劇ノ利害孰レカ象	ヤ	孰レカ急務ナル	紙幣消却ト	盛ンニスルト	物産工業ヲ盛ンニ
			討論題				ニテ討論題	發論者勝俣ニ
秋重	() () () () () () () () () () () () () (福田演	論府會之互議			二見		歴史論
高井	馴ル、ノ害	小河 馴	郷里ハ敵國	福 田	封建之餘嚮	瀬川	ヲ可與説	學者ニ扶持に
瀬川	脱力論	腕		秋重	坊主論難	小河 せ		交際論
	ナス 勝俣	ラム可キト	如何ナル教師ヲカ善良撰	勝俣	蔭之説	古屋		忍耐之説
		開於本行寺	六月十二日 演説討論	小河	福田職譲	開於寄宿舎	演説討論	四月二十九日
			論本論ノ勝トナル		,			之云
ヲ以テ無	同意ナリシ	氏皆本論者ニ	続イテ瀬川勝俣二見等ノ諸氏皆本論者	争特録	舌戦遂某退出演説亦次述了蓋是以本會創立以来之一珍事特録	」蓋是以本會創) 頂説亦次述?	舌戦遂某退出空
・賛成シ	小河亦反對論ヲ	ニ反對シ	例ノ持説ヲ吐露シテ大ニ之レ	 図 之	混此會及會室非新舎等之件詰問之監事瀬川氏答辨之費数回之	L.詰問之監事 ·	非新舎等之	混此會及會室
福田ハ	所以ヲ述ベシガ	ノ利アル	本論者ハ適例ヲ挙ゲテ喋啁詩	来人之	則政談之演説也此將如何之理由歟其他以外,	6此將如何之開	政談之演説 也	然今依処聞則A
		者 秋重	詩ノ利害 發言者	収締忽	田之演説咳一咳日本會曩日以為読書會具申取	9日本會曩日日	乙演説咳一咳	臨席中止福田
			討論題	収締役	公山崎某寄宿舎	-演場之際突針) 便福田氏上	此會小河氏下
二見	教法論	ン前嶋	外人ヲシテ跋跨セシムル勿	秋重	道理論 福田 読春秋有感 秋重	福田		道理論
福田	詩論第二	小河	論一同之精神	瀬川	外国語学校論	ヘ可シ 古屋	諸君演説ヲ筆記ス可シ	本會々員諸君
秋重	不詳	古屋	女子教育	二見	滿腹論	小河		架空論
瀬川	望會友諸君	勝俣	暗殺之豫防			開於寄宿舎	演説	四月二十三日
		開於本行寺	五月廿二日 演説討論					點鐘散會
		決ス	長ノ意見ニ依テ反對論ニ可決ス	村第六	動叱咤攻擊雖移時以各同数依議長之意見決合縦論之勝利第六	数依議長之意	移時以各同数	動叱咤攻擊雖

以テ金蘭本部ト定メ各地會員ノ通信消息ヲ報ズルノ局部ト 七月六日 九月十 休業中其他別ニ記ス可キフナシ但シ当時淡路町二丁 二三ヶ月以来髙井氏ハ胃病ノ痼疾ニ罹ラル 古屋髙井ノ両氏ノミ秋重亦帰省ス ブ六十日間終始炎熱焼クガ如キ東京ニ止マラレシモノハ実ニ 會員中勝俣及小河瀬川ノ三氏ハ帰省シ福田ハ日光ニ遊ビ二見 文明 東海五畿山陰山陽等ノ地方ヲ遊歴シ前島君亦総房地方ニ遊 暑中ノ休業 學者宜経難苦 旅行之感 廃控訴議 編者云予ガ私記スル加 (21) 大屋 内 (21) で1見 同 郷若クハ遊歴ノ諸子ニ望ム 俣 中休業ナルヲ以テ本會ヲ以テ暫ラク休會トナ Ė **積五十銭可充旅行之賛議** 演説 演 説 勝俣 衆皆會ス ЖÎ 開於本行寺 処ニ拠レバ瀬川君ハ主相不可不選勝 同病相憐レムトハ寡人政府ノ謂 何者カ他日我国ノ虚無党ト化スルヤ 衛生論 府縣會議員ノ選挙法ヲ論ズ 小河幹事ヲ二見ニユ 勝 高 俣20井 古屋 福 田 前島君ハ請賣叢談第二 諸子勉 受賣叢談 論理ノ区別 ルメヨ 第 ッ t ル Ě 旭 福田 髙井 小河 前嶋 一楼ヲ 二見 小河 前島 ナ 托ス 明 演説茶話アツテ後衆皆宴席 九月廿三日 スルモノ多キヲ以テ即ハチ書ヲ送ツテ断然彼レト交誼ヲ断 小会議ヲ開ラキテ彼レガ進退ヲ決ス之レヲ退會セシメント欲 秋重秀雄ノ挙動ニ付キテ終ニ衆員ノ非難スル所トナリ 開花楼ニ開ラクニ決シ瀬川小河勝俣ノ三氏ヲ選ランデ諸事 右演説了テ後来ル廿三日本會ノ第一年回ニ当ルヲ以テ祝宴ヲ 元治十四年夏期ノ試業一タビ終リテ在都 演説會ヲ正午ヨリ本行寺ニ開ラク 醼會記事ハ瀬川君ガ作ラル、所ノモノヲ假リテ茲ニ之レ(&) 外教防禦論 ヲ 政府主義ナケレバ亡ブ 血合會ノ沿革 洋學者モ亦腐儒タ 告會友諸君 政府人民ニ信義ナクンバ國家ヲ保ツ 三大機関一不可缺 ,載セ其盛會ノ一班ヲ永ク心ニ銘セン 第一年會 年會記事 ル ヲ免レ 神田明神社内開花樓 ズ 能ワ ノ學生数旬 <u>۱</u> - 欲ス ズ 編者識 勝俣 瀬川 小河 古屋 集 福 前島 二見

為 メニ

暇

リ今暫ラク雑記簿ニ由ツテ記ルス

將

サ

四方ニ分離セントスルノ際ニ當リ我血合會ハ大ニ集會

ヲ急ク ヲ開 |キ且ツ宴席ヲ張ラント欲セシカ偶々時已ニ迫リ或ハ旅装 モノアリ 且ツ期年會モ亦近キニアレバ遂ニ之ヲ延テ暑

後再會 ノ期ニ決シ後チ日ナラズシテー塊ノ 同 志結合ハ海角天

IJ

ナ

キニ至ル而

酒肉

ノ状絃舞ノ態ノ如キ凡常

ノ事ヲ敢

疆

フニ足ラズ故ニ暫ク本日盛會ノ概略ヲ記シテ會員ガ懇篤和

班ヲ示スト云尔

テ珍奇ナラサルハナシ右終ワリテ會員一 我ガ此六旬間ニ於テ経歴感覺セシ所ヲ談話演説ス其事一トシ 寺ニ於テ集會スルニ已ニ一人ノ至ラサルモノナシ是ニ因リ彼 ニ在ルモノ復一都ノ下ニ聚ル九月十日例ニ因リテ日暮里本行 同ノ評議ニ因リ愈々

セ ツ期年會ノ記事及ヒ演説ハ ントスル旨ヲ通知アリタリ依テ編纂ノ事務ヲ小河福田 尽ク之ヲ印 刷二 附シ永ク後来ニ存 ノ両

=

在リ

ヲ催フス**ヿ**ヲ決定ス尚ホ幹事二見君ハ會計ノ顚末ヲ報告シ且 本月廿三日ヲ以テ期年會ヲ開ラキ并ニ神田開化樓ニ於テ宴會

君ニ委任セリ

茲ニ年會當日 シテ學生皆ナ業ヲ休ムノ時ナリ零時三十分ニ至リ會員ハ悉ク ノ概況ヲ記センニ本日ハ恰モ善シ秋季皇霊祭ニ

教ノ蔓延ヲ憂フト云フニシテ前島君ハ 俣君ハ無主義政府ト壓制政府ノ関係ヲ論ジ小河君ノ論題ハ外 本行寺ニ集リ茶菓ノ饗止ムノ後瀬川君ハ本會ノ来歴ヲ演シ勝 漢學ヨ 欠ク可ラズ古屋 IJ 洋學者ニ多シト云フニアリ次ニ二見君ハ三大機関 髙井君 述ブル所ニ シテ福田君ノ演ス 諸君ニ 告グト云フ題ナ ル 所 八腐儒

ハ國信ナクンバ立タスト云フ説ヲ陳ベ尚

和聲樓上ニ溢レハ人ガ愉快ノ色ハ樓上ノ眺望ト共ニ殆ンド ニ始メテ祝詞ヲ演シ其他祝文祝詩ヲ朗讀スルモノアリテ歡 ツ開化樓ニ至リ周旋事ニ従フ後頃刻ニシテ會員悉ク来集 委シクハ當日ノ接待員勝俣瀬川ノ両君 ハ直チニ車ヲ馳セテ先 ジ茲

セ 年會記事中ニア ント 附セン ・スル ガ為メニ 場合ニ至リシカド種々ノ事情アリテ未ダ猶豫ノ内 'n 福田・ ガ如ク期年會ノ記事及諸氏ノ演説等ヲ印 小河ノ二氏ヲ編纂委員トナシ已ニ着手

十月第二日 輿 駁明治日報 汝識字乎曰不識曰快活 新聞演説 八論勢力 ハ輿 演説 論 ニ引キ立テラル 古屋 勝俣 開於本行寺 モノナリ 尊王愛國 二見職ヲ福 田 譲 小河

読英國々議員ブラッ 演説 討論 トドロ 見 開於本行寺 1 氏拒議院之盟約報 大隈参議之辞職 臨時會 罚祝 小河 勝俣

勿期速成

瀬川

十月丗日

経験論

128

會セリ 則ナリシカ衆議ノ上更ラニ衆會員ノ勤ムルフトナル而 従来役員ヲ勤メシモノハ語學校寄宿舎ニアル 井武夫ナルモノ小河氏ノ紹介ニ由リ會員一同 栃木縣ノ人ニ/旧ト語學校ニアリテ獨逸語学ノ生徒ナリ 十二月十日 十一月十三日 ノ多数ニテ反對論者ハ瀬川小河 本論者ノ議即ハチ敷設ノ不可 勉メヨヤ内商諸君洋學不可不講 官権党ニ付テノ疑 宗教論 二見 髙井 小河 以 宗教論 勿誤解大器晚成 テ左ノ如キ順序ヲ定メリ (六月) (三月) (十二月 鉄 第二 第 道ヲ全国ニ敷設スル 演説 討議題 演説 納会 古屋 福田 前嶋 今井 福 開於本行寺 田 開於本行寺 小河 瀬川 今井 古屋 (二月) (七月) 应 論 月 ラ 小3 健 ニ賛成スル 發論者 п 康論 数ニ打チ 宗教論 再述立志論 演説ノ効用 福田職ヲ新規則 瀬川 勝俣 今井 モノ勝俣今井髙井 ^勝チヌ モノニ 福田 ノ許可ヲ得テ入 三月 (八月 五月 限 ル 勝俣 ノ規 シ今 髙井 = 前嶋 福田 抽 由 籤 テ 君ヲ伴フアリ 朗気候和照恰モ中春花時ノ如シ殊ニ旗亭ノ地ヲ池中ニ占ムル 月四日新年宴會ヲ不忍辨天構内長蛇亭ニ開ヲク是日天氣晴(タン) 則ニ育 香 (26携 終二 リ午后三時會友尽ク集ル獨リ髙井君ハ痼疾未ダ癒ザル 亀ノ説 従事セラレ 以テ其景色ノ美ナル蓋シ筆紙ノ能ク尽シ得ル所ニアラザル 政府新聞ヲ論ズ 本會ノ目 鉄道敷設ノ後髙崎以北 帯刀論者ノ 読史有感 不羈ヲ好ム所謂區々 請賣叢談 レヲ怪シ 族 テ 小 會セズ然レモ之レニ代ワルニ小 困 河 ノム勿レ 「スル 難モ亦宜 的 夢ヲ 君 第三 シノ テ小宴ヲ寺刹 譲 壬午雜記 所ナキニアラザレド吾党ノ諸子ハ自 ル ハ北越ノ士ニ/舊時語學校ニアリテ獨乙語學 .人ナリ君本會ノ設ケアルヲ聞イテ入會セン 破 ナル タ ル小事ニ 哉 道路ヲ如何スベキヤ 本堂ニ開ラク葷酒禁入山 関セザル豪士ナリ看ル者之 河君ノ友人中川 今井 福田 勝俣 由ヲ貴ビ 前島 小 古屋 瀬川 鉚 河 PP ラ以 ノ法

郎

議長前	言論自由ノ可否 発言者 福	討論題	歐米何ソ文明トナスニ足ランヤ 今	吾儕書生ノ禁物 前	情ノ説	放火條例改正案	英国公使パアークスノ再来中	神ノ説	国家ノ開明ハ外交ニ在リ	演説題	二月十二日 演説討論 開於本行寺 古屋其職ヲ今井ニ		記ス	本日宴會委員二見今井両君ノ勞実ニ感謝ニ堪へズ是亦此	ヲ記ルシ永ク心ニ銘セント欲スト尔云	敢テ言フニ足ラズト記者今又比例ニ效ラヒ僅カニ盛會ノ	シ瀬川嘗ツテ言ヘル了アリ酒肉ノ状絃舞ノ態ノ如キ凡常	ヲ永遠ニ期セラルヽモノ	日茲ニ参會セラレタルナリ酒盃ヲ献酬シテ血合ノ契約ヲ結ブ	會ニ当ツテ之レヲ計リシニ衆皆許諾セラレシヲ以テ即ハ	7ヲ企望セラル、切ナリ終ニ紹介ヲ小河君ニ依頼ス君去年納
前島	Ш		今井	前島	勝俣	小河	中川	瀬川	田		譲ル			三附		近	アノ事	如	結づ	チ本	牟納
宗教論	駁小河氏放火例改正案	各員ノ演説及鬮順如左	許可セリ矣 (9)	恒次郎ノ紹介ヲ以テ東宜園ノ書生某入會セ	席セリ故ヲ以テ各員ノ喜悦	井藤熊宿痾ノ故ヲ以テ欠席セシガト	此日天氣快晴風麁不起田野ノ眺望最	三月十二日開例會於本行寺		君主ヲシテ保任ノ責ヲ負ハシムル	次會ノ討論題ハ	セラレタルノ事ナリキ	キハ二見氏及ヒ古屋氏ノ事故ニヨリ	前會ニ比スレハ大ニ其面目ヲ改メタ	ニ決セシヲ以テ演説ノ如キハ演者モ	本會ヨリ演説ハ其稿ヲ幹事ニ差出シ討論	本論ヲ賛シ辨論数回遂ニ議長ノ意見	仏国革命ノ事ヲ論シテ反對ヲ試ミ中川ハ	賛成シマタ小河ハ一例ヲ設テ本論ニ	俣ハ之ヲ非難シ瀬川ハ国事犯探偵等ノ弊害ヲ陳	本論者ハ言論モ出版モ皆自由自在ニスペシトイフ意ニシテ勝
福田	今井			不入會セント乞フ衆議之レ	ハ其色ニ著セリ矣此日吉屋	シガトモ業已ニ全快セルヲ以テ	ノ眺望最モ佳ナリキ此ヨリ前キ髙			パノ可否 発言者 小河			リ髙井氏ノ病気ニヨリ欠席	グリトイフヘシタヾ惜ムへ	ノ如キハ演者モ聴者モ皆注意シ実ニ之ヲ	>討論ハ預メ之ヲ定メ置ク	ノ意見ヲ以テ反對論ニ可決ス	-川ハ虚無党ノ フ ヲ述ヘテ	ハー例ヲ設テ本論ニ向ツテ攻撃シ今井モマタ	サノ弊害ヲ陳シテ本論者ヲ	ースベシトイフ意ニシテ勝

本日

雨

タル

(諸君ハ福田古屋小河前嶋今井瀬川ト及ヒ黙郎ナリ(32)(52)を一シテ行路甚ダ困難ナルニモ係ハラズ努力来會

セラ

四月九日例會ヲ本行寺ニ開

例刻演説ヲ始シム論題左ノ如シ

作業論 妾税論 陰徳アレ 有形理学ヲ賤ム勿 学者利ヲ見ルノ害 貨財ノ勢力ヲ論ズ 伊藤参議之洋行

陽報アル ノ理

ノ演説畢ル片ハ已ニ六時ニ至ント ス故ニ討論會ハ後會

譲

次會

ノ討論題如左

レリ 右

文明ノ進歩スルニ 邦國精神論 筆記概略 第 随

リ夫レ君主ハ世襲君主国ト撰挙君主国トノ別ナク世 ル 発言者曰ハク余ノ精神ハ君主ニ保任ノ責ヲ負ハシメサ 次ニ討論會ヲ開ク論題ハ前回ノ君主ニ保任ノ責メヲ負ハシム ノ筈ナシ又タ其建国ノ初メニ至リテカノ大統領其者ノ如 ノ可否ニテ発言者ハ小河ナリ カヒ物價 議長 ノ騰貴スル 今井

手記

ノ原因

瀬川

今井

前嶋

中川 古屋 瀬川 前鳥 二見

ズシテ可ナランヤ然レ氏余ガ意ハ政治上百般ノ責任ヲ負 ハマタ之レニ伴生スル シ玉フト云フ主権アリ既ニ君主ニシテ此権ヲ有サセ玉フ以上 勝俣曰ハク余ハ本論者ニ全ク反對ヲ表スベシ抑モ君主 ŀ コロノ義務即ハチ責任ヲ負ハセ玉 統

ナリト 任ニ止マルナリ故ニ余ハモトヨリ宰相ノ過失ヲ以テ君主ノ責 玉フベシト云フニアラズ唯其主権内ニ有セラル ス ルニアラズ主権ト行政権トノ別ヲ立ツルフ極メテ緊 ٢ コロロ ノ責

余 八唯 此 タ反對論者ナリ国民何ノ為メニ 信

一利説

病中之感

|々賢明

ル 一二在

別ニ契約モナカルナリ然ラハ君主ハ保任ノ責ヲ負フベキノ理 由モトヨリナシ況ンヤマタ他ニ君主ノ責ヲ負ハシムルノ不都

合アルヲヤ

可否

君主ヲシテ保任ノ責ヲ負ハシムル(30)

ノ一言ニシテ盡セリト

勝俣 古屋

福

田

 \square

ハク余モマ

要ナリ

論

東洋政略

第

霊魂之説 英公使来京 宗教余論

131

君主ヲ戴

此ヨリ議長議員ノ席ニ就キマタ筆ヲ取ラズ今更採記スペキナ	ハ反對説ニ同意ヲ表ス	ラシメント計ルニ似タレトモ天下寧ロ此理アランヤヨリテ余	而ルニ本論者等ハ榮誉ハ飽クマテ得ペケントモ民怨ヲ買ハサ	ノ民怨ヲ買フト榮誉ヲ得ルト君主ノ所為如何ンヲ顧ミルノミ	ノ責任ヲ負フ以上ハ榮誉モマタ之レ得ル事ヲ得ベシ而シテソ	尊厳ヲ失フニ至ランヤヨシ又之レアリト假定ナスモ君主ハソ	スルトテ決シテ恐ルベキモノニアラズアニ之レヲ以テ君主ノ	前嶋曰ハク君主有権豈可無義務哉且ツ曰ハク君主ニ責任ヲ負	発言者答へテロハモトヨリ本邦ノ儀ナリ	ハ決シテ之ヲ尊敬スルニアルニアラズ	ラズ問フ本論者ノ意如何ン且ツ曰ハク余カ主権在天子ト云フ	事ニアラサルヲ然レ氏往々本邦ニ就キテ論ズルモノナキニア	勝俣問ヲ発シテ曰ハク余ハ信ズ本題ハ必ズシモ本邦ニ関スル	ニ若カサルナリ	ノ一身ニ集ラン余輩豈ニ寒心セサルヲ得ンヤ遠ク之ヲ避クル	ベカラズ然ルニ之ニ責任ヲ負ハシムル片ハ少クトモ民怨君主	瀬川曰ハク我カ日本国ハ西洋諸国ト異リ尊王ノ志氣ヲ忘遺ス	耳ヲ掩ハン	田ノ言ノ如キハ之レ実ニ臣子ノ発スルベキリニアラズ余乞フ	レニ責任ヲ負ハシメントスルハ何ゾヤ前後矛盾ト云フベシ福	発言者曰ハク勝俣ハ主権在天子ニアリテ尊敬シナガラ却テ之
ルノ可否ニシテ發論者ハ中川君ナリ	右終テ休憩後討論會ヲ開ク議題ハ免役料ヲ納	名聲論		夢ハ吉凶ノ前兆ナルノ力アルヤ否	學位廢スベシ	政黨論	ブリンチェリー氏政黨論講議	才智之辨	統計論 一名邦国精神第二	梅子含毒説	スルモノ八名ニ至ル則チ演説スル了左	本日不幸ニシテ雨天ナリト雖氏會員ハ	五月十四日 開例會於本行寺		免役料ヲ収メテ兵役ヲ免スルノ可否	次回ノ討論題及発題者如左	右了リテ散會ス時ニ時辰已ニ六点半ヲ過	リテ暫ラク本文ノ儘ヲ存セリ	想像ヲ以テ追尾粉飾ナスハ却リテ	編者曰ハク右ハ余リ簡単ニ過キタ	シ但シ古屋ハ本論者ニ反對シ今井ハ本論者ヲ賛成シタリ
	仅料ヲ納メテ兵役ヲ免ス	髙井	勝俣	台ノ判断	福田	瀬川	小川	二見	今井	中川	ケータ ケー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー	ハ皆例刻ヲ違ヘズ来リ會			可否 中川発題		>過ク		テ穩當ナラズト愚存ス由	タリト自信スレトモ今更	平論者ヲ賛成シタリ

討議筆記

議長

今#

ヲ出

發言者中川曰邦人ノ兵役ヲ快トセザル場合ニ当リ免役料 ハ果シテ得策ト云フベキ乎余ヲ以テ之ヲ見レハ不公 制

平ノ大ナルモノナリ其故如何トナレハ天下僅々二百七十円

四名ノ大敷ニ及ヘリト此ノ一端ヲ以テモ其害知ルベキナリ且 スベキモノ二百余名中免役料ヲ納メテ免セラレタルモノ三十 テ 者ハ免ルヽヲ得實ニ不公平ノ極ト云フベシ聞ク東京府下ニ於 モ 年々金ヲ以テ免役ヲ乞フモノ多ク已ニ客年ノ如キ徴ニ應

金 ヲ

辨スルモノマタ少シト

セ

ンヤ然

ハ則チ貧者ハ役ニ服

心シ富

々 丰 彼ノ支那ニ於テ官ヲ賣リシヲ以テ 無氣力貧賤ナルモノ、ミ兵士ニ擇ハル、フニ立至ルヤ必 ナナリ か 聊カー 声ヲ振 テ賛成ス 惟 ル モ其

ノ弊害推

知

ズ

ツ夫レ

当時国權擴張

ノ際兵員ノ少キ豈ニマタ憂フベキフナラ

福

田 ヤ

曰

ク

此

如

丰

制アラバ

有力者ハ

兵士トナ

ル

ŧ

ナ

ク

小川 乏シ ナ É 曰 V 余 キカ故ナリ世 ク 余モ反對論者ナリ当今ノ制實ニ良ヲ得タリ 亦タ募ニ ハ反對論者 應セ ナリ抑モ人ノ兵ヲ好 ノ開明ニ ザ ル Ŧ ノナキニ至ルベ 赴クニ從ヒ愛国心 ハザ 丰 ル 二益 ナ 1) 誠 ス起 ト云フベ 一愛国 ルレ中 ル モ ì

セリ

鳴呼反對論者何ソ惑ヘル

ノ甚シキヤ我輩ハ国ヲ擧テ兵

以テシ我カ神国ヲシテ彼ノ独乙ノ如

たれ武力

ジ国

タラシ

等以

モ

モ

ヲシテ兵ニ服セシメ微弱ナル中等以上ノモノヲシテ金

アリ只タ一文アリ以テ伸張ス可カラズ只ター

武アリ以テ伸

常ニ身體ヲ勞シテ武ニ富ム強壮ナル中等以

独

ŀ タ

ノハ唯タ精神ヲ勞シテ文ニ流

顧

吾邦中等以上ノモ

勝俣曰ク余モ亦本論者ニ反對スルモノナリ モノ、如キハ如何ナル方策ヲ用ヒテ免役セ ノ下能ク其ノ非ヲ悟ラシムルヲ得ベシ試 H サシ メ免役スルハ實ニ公平両全 ノ策ニアラズ に思っ シ 論 メン 者 事情 ラ如 ŀ ス 丰 止 ル 三難 カ

理アランヤ余ハ一歩ヲ進テ日本人民タルモ 今井曰ク余ハ本論賛成者ナリ凡ソ日本人民 ヲ以テセズシテ亦他 ノ義務ナカランヤ然ルニ僅々金円ヲ以テ一大義務ヲ免 ニ良策アラザル ナリ ベタル ノハ如何 モ ナル 誰

ル カ

護

箘

事情

度ナレハ日本兵士ナキニ至ラン乎ヲ疑ヒ免役 平 二見本論ニ反對シテ曰儕ラ論者ノ意ヲ察スル ・ナル独逸ノ法ニ習ハン**フ**ヲ望ムナリ ノ制ヲ廃セ ニ論者ハ今

ンフ

制

ヲ問ハズ必ス兵士タル

ノ義務アリト云憲法ヲ設ケ盡ク彼ノ公

論者ノ如キハ武力ニアラズンバ国 **氏何ソ必スシモ全国ヲ擧テ兵士タラシムルヲ要セン殊ニ今井** ヲ稱スルモノ如シ何ソ夫レ誤謬 ノ甚タシキヤ日本小 權伸 張スベ カラズト ナリ ・ノ意ヲ ۲ 雖

ij タラシ 具 3 武力只 (タルベシト リ兵ナカル可ラズ武力強カラザル可ラズ ノメン ター ١ 雖氏凡ソ各 国權ヲ伸張 ス何ソ愛国 瓜スル 国皆其 ノ心乏シキ ヲ得ベシト ノ建 ヤ 玉 国 ノ体ヲ異 權 云 両 ハザ ノ伸 者 張 菌 ル スヲ 權 ナリ ハ文武 伸 以 国 張

獨勝俣氏有事故缺席	七月九日開例會於下谷青柳亭下午一點鐘會員参集各演説		シ茶菓ヲ喫シ各歓ヲ盡クシテ散ス	右諸員演説終ル片時儀已ニ六時ヲ報ス是ヲ以テ討論會ヲ延會		精神ノ養育ヲ論ス 前嶋	流通貨幣ハ小格ノモノヲ以テスペキヤ否 二見	警察官ノ注意ヲ乞フ	統計論第二 今井	廃季ノ歎ヲ駁ス 瀬川	ブリンチェリー氏政黨論講義 小川	眞理ハ無學者ニ存ス 福田	説スルー左ノ如シ	本日雨天例刻會スルモノ七名髙井君ハ缺席セラル則チ	六月十一日 例會ヲ内神田中田亭ニ開ク		ナリ時ニ時儀六時ヲ報ス依テ衆皆散シ血合會第五拾會ヲ	議長ハ論ノ可否ヲ決スルニ本論ニ反對スルモノ固ヨリ禍	シメヨト何モノノ失カ吾カ法制ヲ非ナリト云フヤ	日中以上ノモノヲ/文ヲ攻メシテ中以下ノモノヲ/兵士	ヲ望ム可カラズ両者并行シテ始テ國權ノ伸張ヲ見ル可シ故
如何ナル人ガ歿セシゾ書セント欲シ	一題の七月二十五六七日ノ三	ラサルヲ知ルヘシ流行日限前後百有	テ三河町ヨリ冨士見町ニ轉居セリ以テ	ニシテ無雙ノ英雄牛口猛士ノ如キモ	侵入シ余等ガ寓居セシ神田一帯ノ地	疫ハ春ノ終夏ノ初頃ヨリ始メテ横浜	○偖テ暑中ノ二大紀事ト申スハ悪疫流	1	テ八月初旬ノ頃遂ニ歸國アリタリ故	ハ歸國前島氏ハ宇都宮ニ中川氏ハ玉!	例年ノ通リ暑中休業ノ時至レハ會員	討論會有故不開	東洋策一班	ガラ (おおおり) (おおり) (おわり) (おおり) (おわり) (おおり) (おおり) (おおり) (おおり) (おおり) (おわり) (精神養給論	人口論(5)	1ヲ閉ス 身體與精神之關係	過半数邦國精神論	讀萬國公法	1タラ 東京府知事松田道之君治蹟	三演
シテ書スルニ堪へズ記セン	一トス	余日ノ間最モ劇シカリシ	テ其凡人ノ到底耐フヘカ	遂ニ弾丸両飛ノ中ヲ越へ	ハ最モ其猖獗ヲ極メシ處	口ニ萌芽シ次テ府下ニモ	流行ト朝鮮暴動是ナリ悪	",	ニ東京ニ在ルモノハ唯々	川ニ福田氏モ亦中途ニシ	レハ會員四方ニ散シ小川勝俣両氏		福田	二見	前島	今井	髙井	小河	中川	瀬川	

ヲ起コ 事っ 是レコソ眞ノ弾丸両飛ノ間ヲ千辛万苦シテ切リ通シ公使一行 ヲ駒込大觀音境内ニ葬ル〇今一ノ一大紀事ト申スハ朝鮮事件 テ平和ニ事帰セリ目出度、、、、 ラ夫コソ直ニ臨時会議デモ開テ朝鮮討ツベキヤ否ヤノ討論會 報ニテ東京ニ報道シ来レリ此報一タヒ達スルヤ朝野略々一 ニシテ乃チ是レモ七月廿三日彼土頑固党ガ我公使館ヲ襲撃シ 文久二年壬戌十二月某日下總國松尾ニ生レ享年二十有一遺骸 テ京外ノ人ニ報道スルフトハナレリ鳴呼哀哉 上ニ赴キシカト思フヨリ外ハナカリケリ因テ直ニ郵信ヲ馳セ 七日午前四時ヲ以テ歿ス余等一タヒ其訃音ノ耳ニ達スルヤ眞 人民実ニ左モアルベキフナリ若シ會員ガ全ク東京ニ在リシナ ノ人ハ辛シテ一命ヲ拾ヒ同三十日長崎港ニ達シ直ニ此由ヲ電 シテ曰ク會友二見四郎人君其ノ二十五日ヲ以テ病ニ罹リ二十)有名ナル今井氏ノ思ヒ付ニテ血合會ト 開 , 我國ニ ・嘆シーハ以テ天ノ才人ヲ奪フヲ詈シリ正襟秉筆遂・テ紀スルニ忍ビズ天ヲ仰テ嘆息シーハ以テ人生!1 ク我ョ 至ナリシ其後遂ニ賢明ナル花房公使ノ処止宜シキヲ得 假ノ如ク君ノ顔色目前ニ徘徊スルモ君ノ精神ハ已ニ天 シテー入政府 リハ辨士福田氏及ヒ弊社ノ猛士ト彼ヨリハ江崎 興レリト切歯扼腕セヌ者コソナカリケル我國 臂ヲ助クヘキノ所左ナカリシハ誠ニ 尚義党ノ結 丶、、、、、君 合會ヲ日 と書 大 靆センハ恰モ我血合會三年會ヲ祝スルモノノ如シ衆會員ハ午 會 九月廿三日 人ノ會友中其半ハ来ラズ茲ニ會スル者及ヒ演説題ヲ掲 ノ一人二見宿所判然ナラズ報道ニ由 人勝俣中川 (欠席 朝鮮 告諸君 熱論 養生新論 社會説ヲ論ス ヲ開キ遂ニ散 支那國勢論 新聞紙ト雖灹課税スヘシ ノ媾和喜ブニ足ラズ 勝俣 本日ハ秋季皇霊祭ニテ戸 第

九月十七日本行寺ニ於テ集會ス歸省シテ未ダ至ラサ ナリ演説頗ル盛ンニシテ歸途切り通シ坂牛肉店ニ於テ親 事アリテ至ラサルモノ一人古屋死シテ至ラサ iv モ ル <u>ノ</u> モ

欲シ

ノ果敢

遂ニ血合會全党ニ遇フ能ハサル乎 小河滋次郎 福田芳之助

ナキモノ一人前島故ニ十

髙井藤熊 今井武夫

処ハ長酡亭委員ハ東山ト猛士トニ決ス歸途亦切通 演説終リテ廿三日第三年會ノ相談ヲ開 ク費額ハ一 瀬川浅之進 円三十

、々旭旗ヲ掲ゲテ瑞雲靉

意ノ演説ヲナシ其後恵徳院ノ墓参致シ四時半長酡亭ニ至 前十一時ヲ以テ尽々本行寺ニ集會シ一場 ノ談話了リテ各々得

中川鉚次郎 福田芳之助

小河滋次郎 瀬川浅之進

石原

両氏臨席アリー

身彼此ニ変ルモ

ノハ今井ト中川ノ二氏

討論題 国家元気不可不振 国家元気不可不振 個家元気不可不振	文明史抄説演説題	有故不来(先是中川氏赴於下総)矣	今井、前島、福田、髙井、古屋、瀬川、之諸士は	本日雨天歩行甚究困難然従来活発士而已何屈些々小事乎勝俣	十一月十二日 開例會於神田福田亭		帰ル時ニ大陽西山ニ入り針儀六點ヲ報ス	初音ノ里ニ向ヒ千住ヲ經テ浅草ニ帰リ厩橋両国・	シテ曰是ヨリ遠行ヲナス如何ト衆議之ヲ賛ス依こ	事ヲ以テ辞ス余輩不得已帰途ニ就ントス時ニ幹事瀬川	十月八日 当日ハ例會日ニシテ會員本行寺ニ来集セシモ寺僧		告諸君 髙 -		宗教ト孔孟ノ道ヲ論ス 今4
煙 北 牛 東 汗 外 陸40口 山 馬	黙郎		之諸士皆會獨小河氏	々小事乎勝俣、				ノ間ヲ漫遊シ	テ歩ヲ轉シテ	争瀬川君発議	果セシモ寺僧		髙井藤熊	前島操	今井武夫
え難い。また、社会福祉古典叢書2『小河滋次郎集』(鳳書院、期唯一の日誌」であるとの性格付けは、本稿から出てくるとは考られる。『有終記』の編者、筆者の一人が小河滋次郎だと見做すられる。『有終記』の編者、筆者の一人が小河滋次郎だと見做してお表題にある通りこの『有終記』を小河滋次郎博士の面影」を発表され、年期の日記『有終記』にみる小河滋次郎博士の面影」を発表され、年期の日記『有終記』にみる小河滋次郎博士の面影」を発表され、年期の日記『有終記』に入る小河滋次郎集』(鳳書院、1) 重松一義氏は『創文』一三二号(一九七匹年一〇月)に『青		歳暮ノ嘆	学者ヲ深護セヨ	天賦人権ノ妄説ヲ破ル	雑話第一回 西洋小説	人心ノ移り易キニ驚ク	東洋文明論	歳末之感	礼楽擴張セサルヘカラス	文明史抄説	リ諸士ノ論題ハ	十二月十日例會ヲ外神田福田亭ニ開ク即チ		瀬川与髙井、古屋、賛本論 福田、前嶋、	娼妓免税及社會果有害乎否
典叢書2『小河滋次郎集』(鳳書院、公小河滋次郎博士の面影」を発表され、名小河滋次郎博士の面影」を発表され、筆者の一人が小河滋次郎だと見做す筆者の一人が小河滋次郎だと見做すりで、『有終記』が小河の「青年と思うが、『有終記』が小河の「青年と思うが、『有終記』が小河の「青年社が、『神経の一般を表され、『音』に「号(一九十四年)〇月)に「青一三二」号(一九十四年)〇月)に「青		髙井	小河	客員 宗方	古屋	瀬川	今井	福田	前島	勝俣		チコレ本會ノ納會ナ		、今井共主張反對説 136	発議者 勝俣

れる。私小野はこの杉山晴康氏の側の理解に立つ。 おり、重松氏と同一の解釈である。一方、杉山晴康氏は『早稲田あり、重松氏と同一の解釈である。一方、杉山晴康氏は『早稲田あり、重松氏と同一の解釈である。一方、杉山晴康氏は『早稲田あり、重松氏と同一の解釈である。一方、杉山晴康氏は『早稲田あり、重松氏と同一の解釈である。一方、杉山晴康氏は『早稲田あり、重松氏と同一の解釈である。一方、杉山晴康氏は『早稲田あり、重松氏と同一の解釈である。一方、杉山晴康氏は『早稲田

九月二三日

九八〇年)に添えられている小河滋次郎年譜には、

明治一三年

日記『有終記』を書き始める」(四○三ページ)と

(3)『東京外國語學校一覧』明治十四、五年』によると、同校は がいた。また寄宿舎では「冬夏休業中ハ寄宿生ヲシテ一般退舎セ 員」の欄によれば、教諭に漢語學佛語學露學で日本人四人が、次 考にも、こうした点への言及がなぜ無いのか訝しく思う。 限りでは判然としない。前注(1)で参照した重松、 それがどんな経過で血合會に名称変更されたのか、本記録を読む (アトロフ、ヘルム) と二人のスイス人、露語學で一人のロシヤ いで教員に佛語學で三人のフランス人、獨語學で一人のドイツ人 「學年ハ九月十一日ニ始マリ翌七月十日ニ終」り、「各語學科修業 会則を見る限り、発足当初には金蘭會と呼ばれていたはずであり、 「佛語學獨語學露語學漢語學朝鮮語學科ヲ教授スル所」であり、 期限ヲ五學年トス」と定めていた。そして、「長教諭教員屬 メ開業前三日間ニ歸舎セシムルコトヽス」とあった。そして明 十四年九月三十日現員の 漢語學で一人の清國人、 解題・凡例の箇所にも記した通り、この演説・討論団体は 「各語學生徒姓名」の欄にて本稿中に あと助教諭はすべて日本人で十二人 杉山両氏の論

> (二葉亭四迷)、 る。 中はのちの平生釟三郎であり、その『平生釟三郎自伝』 語學生徒姓名」の露語學第壹年第壹期生の箇所には長谷川辰之助 図書館所蔵の『上田郷友會月報』を見られたい。ところで、 からは上田郷友會月報という機関誌を発行する団体を創設するに 學友親睦會ないし上田學友懇親會を組織し、後の明治十八年二月 上田出身の山極勝三郎が中心になりすでに明治十六年夏には上田 て県会議員を経て上田市長を務めた。この勝俣、 れで、その実父は共に上田藩の藩医であった。のちに医師とな らの同級生のうち勝俣英吉郎は、小河博士と同じ信州上田の生ま 年九月三十日の時点では退学していたためであろう。なお、 も推測されるように、当該の「各語學生徒姓名」の作成された同 井自身が「臨去学校告諸君會友」という演説をしていることから 名を見い出し得ない理由は、 だったわけであるが、髙井藤熊の名は確認出来なかった。 および朝鮮語學第貳年第壹期生の福田芳之助(岐阜)の七名であ 今井武夫 郎人(千葉)、同勝俣英吉郎 したがって小河、二見、勝俣、中川、今井の五人は同級生 即ち獨語學第四年第壹期生の小河滋次郎(長野)、 山極、 (栃木)、 勝俣、 田中釟三郎の両人の姓名を並んで見るが、 漢語學第貳年第貳期生の瀬川淺之進 小河らによる上田郷友會については上田 明治十四年一月八日の会合記録に髙 (長野)、同中川鉚二郎 小河と共に同じ (新潟)、 同二見四 髙井の

語學教員ヘルムと小河滋次郎との間の、

(五九ページ) も含まれていて、

小河の退学は髙井藤熊と、小河の退学に至るエピ

学校時代の思い出がやや詳しく紹介されており、そのなかには獨三校訂、名古屋大学出版会、一九九六年)には、この東京外国語

姓名が挙がっている会員として確認出来る人物は、

次の七名であ

田区一ツ橋通町一番地」であった。(『商業教育の曙』下巻、如水の建設せられある処は昼尚暗きほど茂りたる森あり」(五九~六の建設せられある処は昼尚暗きほど茂りたる森あり」(五九~六の建設せられある処は昼尚暗きほど茂りたる森あり」(五九~六は異なり、明治十四年九月三十日以降だったことが窺える。または異なり、明治十四年九月三十日以降だったことが窺える。また

日には「挫折変向ノ辨」との演説を小河は行なったのではないか。 会学園史刊行委員会、一九九一年、二一ページ。) 会学園史刊行委員会、一九九一年、二一ページ。) 会学園史刊行委員会、一九九一年、二一ページ。)

十四、五年』に記された当時のカリキュラムを見てみると、「獨あったかを知るための資料として、『東京外國語學校一覧 明治 おったかを知るための資料として、『東京外國語學校一覧 明治 おったかを知るための資料として、『東京外國語學校一覧 明治 おったかを知るための資料として、『東京外國語學校一覧 明治 ないら側面が確実にあったように思う。挫折に係わる発言内容は という側面が確実にあったように思う。挫折に係わる発言内容は という側面が確実にあったように、信州から上京した滋次本稿解題・凡例の五、で指摘したように、信州から上京した滋次本稿解題・凡例の五、で指摘したように、信州から上京した滋次

第

書習讀

語學課程表」は次のようであった。すなわち、

体 操	皇漢書	脩身學	算術			譯文			暗記			習字	讀法	綴字	第一期	
三時	二時	一時	六時			四時			三時			四時	四時	三時	毎週時間	第
소	仝	仝	仝			소			소	文法	書取	소	소	소	第二期	年
三時	二時	一時	五時			三時			二時	三時	二時	三時	四時	二時	毎週時間	
仝	소	仝	소		萬國地理	仝		會話	諳誦	소	仝	仝	仝		第一期	
三時	二時	一時	五時		時	三時		三時	二時	二時	二時	三時	三時		毎週時間	第二年
소	소	소	소	萬國歷史	소	소	作文	소	소	소	소	소	仝			年
三時	二時	一時	二時	二時	一時	三時	三時	二時	二時	三時	二時	二時	二時		毎週時間	
소	仝	소	소	소	소	소	소	소	仝	소	仝	仝	仝		第一期	第
三時	二時	一時	二曲	時	一時	三時	三時	二時	二時	二時	二時	二時	三時		毎週時間	第三年
	三時 仝 三時 仝 三時 仝 三時 仝	三時 仝 三時 仝 三時 仝 三時 仝 二時 仝 三時 仝 二時 仝	二時 仝 三時 仝 三時 仝 三時 仝 三時 仝 二時 仝 二時 仝 二時 仝 二時 仝	二時 仝 三時 仝 二時 二時 二 二時 二 二時 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 <td>三時 仝 三時 仝 二時 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 二 母 二 母 二 中 仝 二 日 中 二 中 二 中 上</td> <td>三時 仝 三時 仝 二時 仝 三時 仝 二時 仝 二十 二十</td> <td>三時 仝 三時 仝 三時<!--</td--><td>三時 仝 二時 仝 三時 仝 二時 仝 二日 仝 二日 〇 二日<!--</td--><td>三時 仝 三時 仝 二時 二時 仝 二時 二時 二時 二時 二申 二申 二申 二申 二申 二申 二申 二申</td><td>三時 仝 二時 仝 二時 仝 二時 仝 二時 仝 三時 仝 二時 一時 二時 一時 二時 一時 二時 一時 二時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時</td><td>三時 文法 三時 全 二時 全 二時 金 二時 全 二時 部 全 二時 金 三時 全 一時 全 二時 部 三時 全 一時 全 二時 金 二時 全 上時 全 二時 全 二時 全 上時 全 二時 全 二時 全 上時 全 二時 全 二時 全 上時 全 全 全 全 上時 全 全 全 全 上時 全 全 全 上時 全 全 全 上時 全 全 全</td><td>三時 大時 全 上時 上時 全 上時 会 上時<</td><td>三時 公 二時 公 高器 二時 二時 公 二時<</td><td>三時 六時 全 全 三時 全 空時 全 空時 全 空時 全 空時 全 空時 全 三時 会 三時 会 三時 会 三時 会 三時 会 三時 会 三時<!--</td--><td>三時 公 二時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 二時 公 二時<!--</td--><td>三時 公 四時 公 二時 公 四時 公 三時 公 三時 公 三時 公 二時 公 公 二時 公 二日 公 二日 公 二日 公 <t< td=""></t<></td></td></td></td></td>	三時 仝 二時 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 仝 二 母 二 母 二 母 二 中 仝 二 日 中 二 中 二 中 上	三時 仝 二時 仝 三時 仝 二時 仝 二十	三時 仝 三時 </td <td>三時 仝 二時 仝 三時 仝 二時 仝 二日 仝 二日 〇 二日<!--</td--><td>三時 仝 三時 仝 二時 二時 仝 二時 二時 二時 二時 二申 二申 二申 二申 二申 二申 二申 二申</td><td>三時 仝 二時 仝 二時 仝 二時 仝 二時 仝 三時 仝 二時 一時 二時 一時 二時 一時 二時 一時 二時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時</td><td>三時 文法 三時 全 二時 全 二時 金 二時 全 二時 部 全 二時 金 三時 全 一時 全 二時 部 三時 全 一時 全 二時 金 二時 全 上時 全 二時 全 二時 全 上時 全 二時 全 二時 全 上時 全 二時 全 二時 全 上時 全 全 全 全 上時 全 全 全 全 上時 全 全 全 上時 全 全 全 上時 全 全 全</td><td>三時 大時 全 上時 上時 全 上時 会 上時<</td><td>三時 公 二時 公 高器 二時 二時 公 二時<</td><td>三時 六時 全 全 三時 全 空時 全 空時 全 空時 全 空時 全 空時 全 三時 会 三時 会 三時 会 三時 会 三時 会 三時 会 三時<!--</td--><td>三時 公 二時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 二時 公 二時<!--</td--><td>三時 公 四時 公 二時 公 四時 公 三時 公 三時 公 三時 公 二時 公 公 二時 公 二日 公 二日 公 二日 公 <t< td=""></t<></td></td></td></td>	三時 仝 二時 仝 三時 仝 二時 仝 二日 仝 二日 〇 二日 </td <td>三時 仝 三時 仝 二時 二時 仝 二時 二時 二時 二時 二申 二申 二申 二申 二申 二申 二申 二申</td> <td>三時 仝 二時 仝 二時 仝 二時 仝 二時 仝 三時 仝 二時 一時 二時 一時 二時 一時 二時 一時 二時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時</td> <td>三時 文法 三時 全 二時 全 二時 金 二時 全 二時 部 全 二時 金 三時 全 一時 全 二時 部 三時 全 一時 全 二時 金 二時 全 上時 全 二時 全 二時 全 上時 全 二時 全 二時 全 上時 全 二時 全 二時 全 上時 全 全 全 全 上時 全 全 全 全 上時 全 全 全 上時 全 全 全 上時 全 全 全</td> <td>三時 大時 全 上時 上時 全 上時 会 上時<</td> <td>三時 公 二時 公 高器 二時 二時 公 二時<</td> <td>三時 六時 全 全 三時 全 空時 全 空時 全 空時 全 空時 全 空時 全 三時 会 三時 会 三時 会 三時 会 三時 会 三時 会 三時<!--</td--><td>三時 公 二時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 二時 公 二時<!--</td--><td>三時 公 四時 公 二時 公 四時 公 三時 公 三時 公 三時 公 二時 公 公 二時 公 二日 公 二日 公 二日 公 <t< td=""></t<></td></td></td>	三時 仝 二時 二時 仝 二時 二時 二時 二時 二申 二申 二申 二申 二申 二申 二申 二申	三時 仝 二時 仝 二時 仝 二時 仝 二時 仝 三時 仝 二時 一時 二時 一時 二時 一時 二時 一時 二時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時 一時	三時 文法 三時 全 二時 全 二時 金 二時 全 二時 部 全 二時 金 三時 全 一時 全 二時 部 三時 全 一時 全 二時 金 二時 全 上時 全 二時 全 二時 全 上時 全 二時 全 二時 全 上時 全 二時 全 二時 全 上時 全 全 全 全 上時 全 全 全 全 上時 全 全 全 上時 全 全 全 上時 全 全 全	三時 大時 全 上時 上時 全 上時 会 上時<	三時 公 二時 公 高器 二時 二時 公 二時<	三時 六時 全 全 三時 全 空時 全 空時 全 空時 全 空時 全 空時 全 三時 会 三時 会 三時 会 三時 会 三時 会 三時 会 三時 </td <td>三時 公 二時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 二時 公 二時<!--</td--><td>三時 公 四時 公 二時 公 四時 公 三時 公 三時 公 三時 公 二時 公 公 二時 公 二日 公 二日 公 二日 公 <t< td=""></t<></td></td>	三時 公 二時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 三時 公 二時 </td <td>三時 公 四時 公 二時 公 四時 公 三時 公 三時 公 三時 公 二時 公 公 二時 公 二日 公 二日 公 二日 公 <t< td=""></t<></td>	三時 公 四時 公 二時 公 四時 公 三時 公 三時 公 三時 公 二時 公 公 二時 公 二日 公 二日 公 二日 公 <t< td=""></t<>

法	収	子	法	期	第二
二時	二時	一時	二時	毎週時間	年
仝			소	第一期	
一時			二時	毎週時間	第四
仝				第二期	年
四時				毎週時間	
脩辭				第一期	
二時				毎週時間	第二
소				第二期	五年
二時				毎週時間	

私的のと	ので、参	れた記録	(5) この	あった。)	課程表でも週三十時間な	語學課程表のうち、	(『東京外國語學校	通計三十時	体操三時	皇漢書 二時	脩身學 一時			算術二時		萬國歷史 二時	萬國地理 二時	譯文 六時		作文二時	會話二時	諳誦 一時	第二期毎週時間	第三年
的のと二種類の記録が	参考にされ	の他に、	箇所の意味は、		週三十時		語學校	仝	소	소.	소		幾何學	代數學	物理學	소		소		소	소	소	第一期	
記録が	れたいと	現在の	忌味は、		間ない	獨語學の	覧	三十時	三時	二時	一時		二時	二時	二時	二時		六時		二時	二時	二時	毎週時間	第四年
が作成されて	こいうこ	編者に	会則に		し三十	もの	明治十	仝	소	소	仝		仝.	소	소	소		소		소	소	演説法	第二期	年
しれてい	とであ	よって	によって		一二時間	のみを	四 、 五	三十時	三時	二時	時		二時	二時	二時	二時		六時		二時	二時	二時	毎週時間	
た点は、	ろう。	私的に	作成す		し三十二時間で五年の	みを若干修正	五年』の	仝	소	소	소	記簿法	소	소	소	소		소	論理學	소	소	소	第一期	
、本稿の	このよ	取られ	作成することが			L	四ペー	三十時	三時	二時	一時	二時	二時	二時	二時	二時		三時	二時	二時	三時	二時	毎週時間	第五年
の解題	うに公式	た記録があ	が義務付		カリキュ	掲載。他	ジに挿	소	仝	소	소	소	소	소	소	소		소	소	소	소	소	第二期	年
・凡例	式のと	がある	付けら		ラムで	の語學	入の各	三十時	三時	二時	時	二時	二時	二時		二時		三時	二時	二時	三時	二時	毎週時間	

シー 点川り節斤ごよりの八、でも指摘した。

- 使い分けされているわけではないと思われる。 本稿を通じて同じ役員名に対して二つの文字が当てられている。(6) 会則の箇所では監事であったが、ここでは幹事になっており、
- (7) 膽は肝 (きも) のこと。
- 『新訂江戸名所図会6』(ちくま学芸文庫、一九九七年)三二八教授市古夏生氏の御教示による。)なお市古夏生、鈴木健一校訂教授市古夏生氏の御教示による。)なお市古夏生、鈴木健一校訂教授市出市宣析会のことで、江戸時代8) 鴻臺は現在の地名では千葉県市川市宣析会のことで、江戸時代8)
- には、長は内村良藏(東京)とあるので、本稿の方の「良三」は(9)『東京外國語學校一覧 明治十四年、五年』(一八五ベージ)

ページなど参照。

誤記と思われる。

- 誰か後の筆で「次」に訂正されている。 (1) 原文ではもともとは数次の次が「時」になっていて、それが
- ない。一二六ページの明治十四年四月二十三日の記事中に寄宿舎わけだが、「得」の字はひょっとすると「役」の間違いかも知れ(12) この小河の演説の題は「取締得焚殺獨乙生徒等」と判読した

取締役という言葉があるからである。

伝える年會記事(瀬川浅之進による)では開化樓と記されており、 が持たれていることが読めるが、この開花樓はその宴会の模様を 明治十四年九月廿三日の箇所でも神田明神内開花樓にて宴席

- (14) ここで初めて本行寺が会合の開催場所として登場するが、こ どちらが正しいのかわからない。 の本行寺は現在の地名で東京都荒川区西日暮里三丁目所在の、太
- を主会場として開かれ、中里介山などが良く来ていたこと、また 長久山本行寺御住職加藤行昭氏からは、本稿の学生たちが通って 区の文化財」、「あらかわの史跡・文化財」による。)また現在の くの文人が訪れている。(荒川区教育委員会編集・発行の「荒川 田道権との縁が深い古刹で、月見寺とも称され、小林一茶など多 当時の地名では府下豊島郡日暮里村であったことなどをお教えい は岡田虎二郎の主宰する早朝の静座会(岡田式静座会)が本行寺 いた頃の住職は長久山廿七世境琳院日耀聖人で、明治の中頃から
- 倶発に付きその罰を論ぜずと、昨日東京裁判所にて申し渡さる」 ニケーションズ、一九八三年、四五三ページ。) との記事が見られる。(『明治ニュース事典』第二巻、毎日コミュ 「讒謗律により罰金五円の処、さきに百円の処断を経たれば二罪 明治一三年一月一五日付の郵便報知に、朝野新聞編輯長が
- (16) 小河博士はのちの明治三十五年に出版する『刑法改正案ノニ ているので、その主張はこの明治十四年二月以来二十年以上の持 眼目―死刑及刑ノ執行猶予―』において事実上死刑廃止を主張し

論の展開だったことになると言えるのかも知れない。

- (17) この箇所で初めて小河滋次郎の「小河」が「小川」と書かれ 以後何回となく小川と書かれることになるが、おそらく、小河博
- は、小河と小川を厳密に区別する気持ちにならなかった原因とし てこうした誤記をするのだろうか。その場合に一つ推測されるの 者および記者として筆を握っていた際のことだとしたら、どうし 士以外の人の筆であったためと思われる。もし小河博士自身が編

川の「川」の字を「河」に改め、小河になったことが判明してい 当主の佐次兵衛直雅が、文化九年(一八一二年)にそれまでの小 の養父小諸牧野藩藩士小河銓之丞のち改め行蔵直行から二代前の れない。小諸市在住の大塚清人氏の研究調査によって、小河博士 て、小河家がかつては小川家だったことが関係しているのかも知

(18) 分才論としたが、分財論のことかも知れない。

ジ。 。 て佛語學助教授の山崎豊治(鹿児島)の名がある(一八八ペー

前注(9)に引用した資料に、当時の寄宿舎取締役の一人とし

- (2) この箇所の勝俣の演説題は不詳であるが、その旨の記載はな
- <u>22</u> い 会則に従った公的記録と会員が私的に取っていた記録の二つ

(2) この箇所の古屋の演説題は不詳であるが、その旨の記載はな

- か この『有終記』の編集時にあったことがここからもよくわか
- 「くげき」と読み、速やかなる時の経過の意 酉に燕で「えん」と読み、宴会の意

 $\widehat{23}$

- (25) この「内商」とは、外商つまり外国商人の反対語で国内商人 の略ではないか。
- (26) この「脊畔」とは「背反」の意味ではないか)
- 廿三日の記録では長酡亭とある。 長蛇亭とあるが、長酡亭ではないか。明治十五年九月十七日、

瀬川浅之進による年會記事のなかの一節(一二八ページ)を

 $\widehat{28}$

- (3)) この明治十五年二月十二日と三月十二日の二回分の記事の筆 29 くじ。
- (31) 注(14)を付した箇所を参照されたい。そこでは本行寺での会 合は「毎月一回ノ大會」であった。ここでは例會となっている。 跡はそれ以前のものとは明らかに異なっている。
- 33 会合記録を比較して、勝俣英吉郎であることがわかる。 当時の新聞に、金持ちの親が徴兵の年齢になった息子のため

黙郎とは、明治一五年十一月十二日と同十二月十日の二回の

32

人々は徴兵から実際には免れられなかったとしても、免れたい気 たり」(『明治ニュース事典』第二巻、四五一ページ)とあり、 せしもその効なく、ついに代人料二百七十円を出して免役となり - 神仏に祈りて断食をするやら跌足参りをするやら大騒ぎをな

ず、あえて「武力ニアラズンバ國權伸張スベカラズト」を否定す

した徴兵逃れを肯定する立場と誤解される恐れがあるにも係わら

明

れた。享年二十一歳であった。

事に記されているように、同年七月下旬に流行の悪疫により倒さ

る発言を行なったわけである。なお当の二見は明治十五年夏の記

(41) これまで本文中に掲載されてきた討論題を、 覧表にしておく。 参考のために一

ジ)を参照。

持ちは強く抱いていたことが伺えるが、二見四郎人の議論はそう

- (3) この箇所はまず須多須窒具と書かれ、それが線で消されて統 計論となっている。
- (3) 精神養給とあるが、正しくは精神給養であろう!
- (36)文脈からしてこの「余」、すなわち筆者にして編者は明らかに 小河博士ではない。
- <u>37</u> のなかで引用した『上田郷友會月報』の第三号(明治十八年四月 人物だが、おそらく漢語学生の瀬川浅之進であろう。本編注(3) また明治十五年十一月十二日の会合記録で単に牛口とされている 牛口猛士とは、この続きの箇所で「弊社ノ猛士」と呼ばれ、
- の主が「北京に於て「牛口猛士」(二七ページ以下)とあるからで 五日発行)で在清國の学友からの書簡というものが紹介され、そ
- <u>38</u> 「へいひつ」と読み、筆をとること
- 39 この北陸とは中川のことかも知れない。壬午雑記(一二九ペー 中川鉚二郎が以前に「北越ノ士」として紹介されていたので、 この二浦兄の「二浦」が二見四郎人の号だったのだろうか。

十月廿四日	十月廿日	十月十七日	十月十日	治十三年十月六日	日付
海陸軍何レヲ盛ンニスベキヤ	秀吉家康ノ優劣論	洋学ト漢字ト孰レヲ先ニスベキヤ	何故ニ地方ニ民権者多キヤ	志変ズ可キヤ否	討論題
髙井藤熊	秋重秀雄	髙井藤熊	瀬川浅之進	小河滋次郎	発論者

四月九日	明治十五年二月十二日	十月丗日	六月十二日	五月廿二日	四月二十九日	四月十日	三月廿七日	三月十三日	二月廿六日	二月十三日	二月五日	一月廿二日	一月十六日	明治十四年一月八日	八日	十二月四日	廿七日	十三日	同日夜	十一月二日	十月廿日
否主ヲシテ保任ノ責ヲ負ハシムルノ可	言論自由ノ可否	鉄道ヲ全国ニ敷設スルノ可否	演劇ノ利害孰レカ多キ	詩ノ利害	レカ急務ナルヤ	東洋合縦之利害	佩刀可許論	神道ハ果シテ宗教ナリヤ否ヤ	將タ来侵ヲ待ツ可キヤ日清愈々開戦之期達セバ攻撃ス可キヤ	士族可處之可否	復讐人ヲ斬ニ處スルノ可否	武備ト文藝ト孰レカ急務トス可キ	條約改正ト國會開設ト何レカ急務ナルヤ	自由干渉何レノ教育法ヲ択ラフ可キヤ	洋品破却ノ可否	皇城建築ノ可否	貨財ト権利ト孰レカ重キ	西郷隆盛 ハ明治ノ忠臣ナリヤ將タ逆臣	公許賣淫ノ許否	魯清開戦ニ至ラバ日本ハ局外中立ス可	日本ニ耶蘇教ヲ可禁ヤ否
小河遊次郎	福田芳之助	福田芳之助	秋重秀雄	秋重秀雄	勝俣英吉郎	小河滋次郎	小河滋次郎	福田芳之助	二見四郎人	瀬川浅之進	小河滋次郎	瀬川浅之進	福田芳之助	二見四郎人	不詳	福田芳之助	瀬川浅之准	瀬川浅之准	福田芳之助	小河滋次郎	小河滋次郎

十二月十二日	五月十四日
娼妓免税及社會果有害乎否	免役料ヲ納メテ兵役ヲ免スルノ可否
勝俣英吉郎	中川鉚二郎
	月十二日 娼妓免税及社會果有害乎否

付記 本稿作成に際しては長野県上田市立図書館からの厚い援助を

(おの しゅうぞう ・・商学部教授)

(一九九七年八月)